

## 組合員・利用者の皆様へ（お詫び）

このたび、当組合におきまして、雲南地区本部勤務の渉外担当職員による、共済契約締結時等における情報提供義務違反および意向把握・意向確認義務違反事案が2契約あることが判明いたしました。

農業協同組合法で義務付けられている共済契約の内容説明および共済契約の締結時等における情報提供および意向把握・意向確認を、共済契約者ご本人に行わず、共済契約者の親族（配偶者等）の方と行い、契約を締結しておりました。

組合員ならびに利用者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

本事案の発生を厳粛に受け止め、二度と同様な法令違反行為を起こさないために、あらためて再発防止策を策定・徹底するとともに、法令等遵守（コンプライアンス）意識の向上と内部管理態勢の一層の強化を図り、一日も早い信頼回復に向け、役職員一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

令和6年7月9日

島根県農業協同組合

代表理事組合長 石川 寿樹